課題解決！ 介護事業 相談室

新連載

「法令順守責任者」

使命果たすために徹底を

㈱ねこの手
代表 伊藤亜記

＜プロフィール＞介護コンサルタント。短大卒業後、出版会社へ入社。祖父母の介護と看取りの経験を機に98年、介護福祉士を取得。以後、老人保険施設で介護職を経験し、ケアハウスで介護相談員兼施設長代行、大手介護関連会社の支店長を経て、「ねこの手」を設立。著書に1万部を突破する『添削式　介護記録の書き方』（ひかりのくに）がある。2008年10月からは介護マネジメント介援隊事業部長も務める。

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所または施設の数に応じ定められており、皆さんが運営される事業所または施設では、「法令遵守（コンプライアンス）責任者」の選任を先月の10月31日にまで終え、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出されと思います。

辞書で『コンプライアンス』は「法令遵守。特に、企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること」。

介護保険事業を運営する上で最も重要なことは、人員基準等の運用基準を守り、法令上において最も必要な介護記録をケアプランに沿ったサービス提供を実施した上で正しく記載し、他に必要な帳票類もきちんと作成、保管し、法律に則ったサービス提供をすることです。

しかしながら、多くの介護事業所又は施設では2年前の大手介護会社の問題提起から、「実地・監査指導を乗り切るための法令遵守」の考えが先行し、本来の介護保険事業所又は施設運営者としての責務である「法令遵守を正しく学び、大切なお客様やスタッフを守る為に遂行する」という観点から離脱しているのが現状です。

介護現場での『コンプライアンス』とは、「①法律を守ること（法令遵守）②自己の良心や倫理観に従い、お客様、従業員、他事業者といった利害関係者に対して、誠実に対応すること」です。

『介護事業所を支える仕組み』は掲載図表の通りですが、法律をきちんと守った上で、お客様の自立支援していくことが、介護事業者としての使命です。
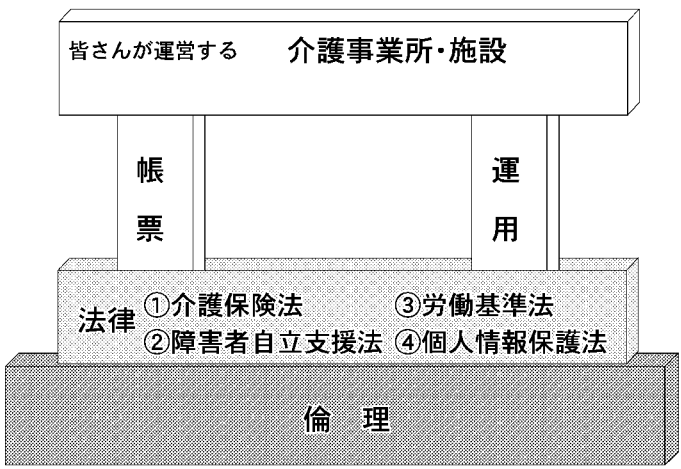
何か判断に迷う場合は行政に相談・確認をしながら、対応するよう心がけ『法令遵守（コンプライアンス）』徹底に努めて下さい。